

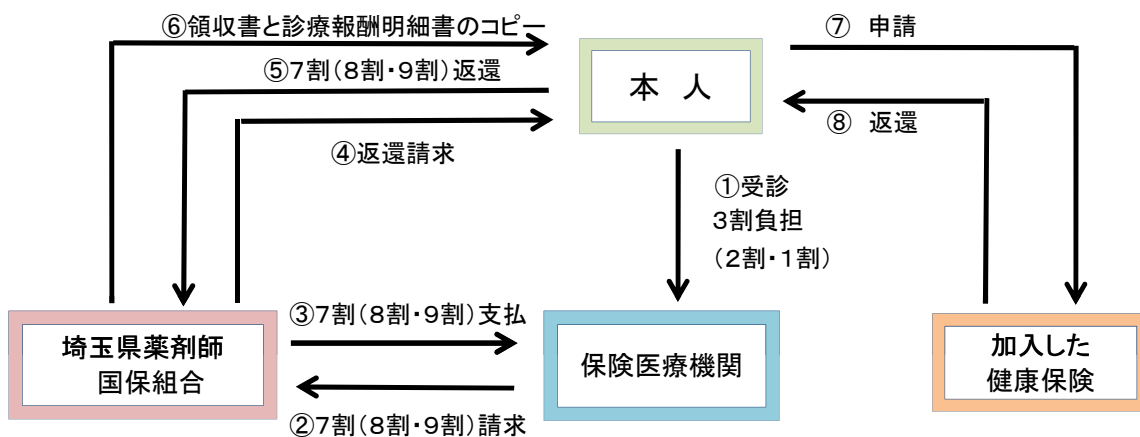
◆ 不当利得（資格喪失後の診療）について ◆

資格喪失の届出が遅れたことによって、国保組合の資格を喪失しているにもかかわらず、被保険者証を返還しないまま診療を受けた場合は、国保組合が負担した医療費は後で返していただきます。

★ 国保組合の資格を喪失して、他の健康保険等に加入しているにもかかわらず、新しい勤務先での「被保険者証」の交付が遅れているため、埼玉県薬剤師国保組合の「被保険者証」で受診してしまった場合や、遑って埼玉県薬剤師国保組合の資格を喪失したことにより、喪失後に受診歴があった場合、喪失した方の保険給付分（7割・8割・9割）を埼玉県薬剤師国保組合が負担してしまうことになります。

この場合、埼玉県薬剤師国保組合が保険医療機関に支払った分を、喪失した方に返還していただくことになります。

これは、本来協会けんぽ等が負担すべき保険給付分を、埼玉県薬剤師国保組合が医療機関へ支払ったため、加入されていた（いる）組合員から埼玉県薬剤師国保組合へ返還していただき、返還していただいた保険給付分を、協会けんぽ等へ改めて請求し直していただくものです。



1. 医療機関に、一部負担金を支払います。
2. 医療機関から保険分の請求が、薬剤師国保組合にきます。
3. 該当者の資格確認をし、医療機関に保険分(7～9割)の支払いをします。

～ 本来であれば、ここまでで完結します ～

4. 不当利得のため、薬剤師国保組合から組合員に保険給付分の返還請求をします。
5. 不当利得返還請求分を、組合員が薬剤師国保組合へ支払います。
6. 支払いの確認ができましたら、薬剤師国保組合から組合員あてに領収書と、該当した分の診療報酬明細書を封印して送付します。
7. 薬剤師国保組合に返還した分を、新たに加入した健康保険に請求します(療養費支給申請)。その際、薬剤師国保組合から送付された領収書と診療報酬明細書が必要になります。詳しい申請方法は、加入された健康保険にご確認ください。
8. 新たに加入した健康保険から、保険給付分が返還されます。

★ 埼玉県薬剤師国保組合に返還していただいた金額は、新たに加入した健康保険へ申請することにより返還されますので、最終的な負担は変わりません。しかし、喪失した方が医療費を一時的に全額負担する必要や、新たに加入した健康保険へ申請の手続きをしなければならない等、経済的・時間的負担が生じてしまいます。

従業員（家族）が退職したときや他の健康保険に加入したとき等は、埼玉県薬剤師国保組合の被保険者証を使用しないよう、事業主は必ず被保険者証を回収して、速やかに喪失の手続きを行ってください。

また、喪失の届出をした後は、必ず新しい被保険者証を医療機関に提示してください。